

障支第1740—1号  
令和7年3月17日

指定障害者支援施設 管理者様

障害者支援課長

モデル運営規程の見直しについて（通知）

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（厚生労働省令）の改正を受けて、県施行条例を改正したこと等に伴い、以下のとおりモデル運営規程を変更しました。

については、各施設・事業所様におかれましても適宜運営規程の見直しと、変更届出書の御提出をお願いします。

記

【見直しの基準について】

○地域連携推進会議の開催（令和7年度から義務化）

モデル運営規程第19条

事業所で地域連携推進会議を開催する場合と共同生活援助の質に係る外部の者による評価を公表する場合のどちらかの条文を選択してください。

○地域移行等意向確認担当者の選任等（令和8年度から義務化）

モデル運営規程第20条

担 当：施設支援担当

電 話：048-830-3314

F A X：048-830-4783